

長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランス実現の推進に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年五月七日

石上俊雄

参議院議長伊達忠一殿

C

O

長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランス実現の推進に関する質問主意書

我が国では近年、長時間労働による過労死やメンタルヘルス不調等が社会で大きな問題となつてている。実際、現場からの声も「長時間労働でワーク・ライフ・バランスとは程遠い」、「将来の健康がとても不安」、「自己啓発の時間など夢のまた夢」等、不安・不満・悲痛な叫びが極めて多い。こうした問題の抜本的な解決には、各企業の労使間が主体となつて現場レベルの働き方改革の取組みに併せて、国レベルでも、働く者の立場に立つた、真の意味での働き方改革の断行、例えば、実効性のある健康確保措置の義務化や勤務間インターバル規制の強化・推進等が何より重要である。長時間労働を是正し、全ての働く人が人生の各段階に応じて、自らに合った生き方と働き方が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた法制度の整備等の取組みをより一層強力に推進することが我が国の喫緊の課題と考えて、以下のとおり質問する。

一 長時間労働を是正するために、労使による働き方改革の取組みを力強く後押しとともに、引き続き、働く者の立場に立つた、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた法制度の整備等に注力するべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

二 実効性のある健康確保措置の義務化や勤務間インターバル規制の強化・推進等、全ての労働者の安全と健康を確保・増進させる法制度の整備等に継続的に取組むべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

右質問する。